

平成29年度第13回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	平成30年3月13日（火）					
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 会議室					
開会時間	13時30分					
閉会時間	15時45分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	出席	5番	野口 孝志	出席
	2番	糸田 雅樹	出席	6番	竹内 友夏	出席
	3番	井上 雅夫	出席	7番	恩田 一秀	出席
	4番	庄倉 三保子	出席			
農地利用最適 化推進委員 出欠	8番	野口 龍馬	出席	14番	頼田 洋子	出席
	9番	遠藤 宏明	出席	15番	井上 武	出席
	10番	恩田 真季	出席	16番	田邊 元史	出席
	11番	林原 敏夫	出席	17番	作野 英明	出席
	12番	池田 和雄	出席	18番	遠藤 健一	出席
	13番	吉次 純一郎	出席			
議事録署名委員	17番	作野 英明		18番	遠藤 健一	
出席吏員	事務局長 芝田卓巳 事務局長補佐 亀尾憲司 事務員 田邊操枝					
傍聴人	1人					

付議案件

議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
第3号	農用地利用集積計画案の決定について
第4号	農用地利用配分計画の意見照会について
報告事項	(1) 農地法第18条第6項の規定による通知書について (2) 平成29年度遊休農地調査結果について
その他	(1) 遊休農地の解消に向けて (2) 平成30年度第1回南部町農業委員会総会開催日

日程及び提出 議案の題目	(発言者)	
1. 開会	局長	ただいまより、平成29年度第13回南部町農業委員会総会を開会致します。本日の欠席者はおられません。農業委員会法第21条及び農業委員会会議規則第5条によりまして出席者が過半数に達しておりますので、本会は成立していることを報告致します。それでは会長からのご挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会長	(省略)
	局長	農業委員会会議規則第6条によりまして、日程3以降は会長を議長

		として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議長	議事録署名委員は、17番 作野英明委員、18番 遠藤健一委員、書記につきましては田邊事務員をお願いします。
	議長	『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局長	議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第3条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否について採決を求めます。内容につきましては局長補佐より説明致します。
	局長補佐	<p style="text-align: center;">【 議案第1号朗読及び説明（議案書1頁）】</p> <p>番号1 土地の表示： 登記：田 現況：田 3,778 m² 登記：田 現況：畑 205 m²</p> <p>譲渡人： 耕作面積： 譲受人： 耕作面積：</p> <p>譲渡人の さんは、こちらに住んでおられません。以前より売りたいと希望しておりましたが、この度売買が成立しました。売買価格は10a当たり 万円と聞いています。</p>
	議長	議案第1号につきまして質疑を受けます。ご異議ありませんか。
	一同	はい。
	議長	『議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』議決承認されました。
	議長	『議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について	議長	『議案第2号農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局長	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第5条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否について採決を求めます。内容につきましては局長補佐より説明致します。
	局長補佐	<p style="text-align: center;">【 議案第2号朗読及び説明（議案書2～3頁）】</p> <p>番号1 土地の表示： 登記：田 現況：畑 268 m²</p> <p>譲渡人： 譲受人： 契約種別：贈与 用途：一般住宅</p> <p>この申請地は農業振興地域農用地区域外です。他の農地に非該当で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地の為、農地区分は第2種農地に該当します。転用計画は一般住宅です。事業目的からみた転用面積は問題なく、権利の種類は世帯主から孫への贈与による所有権移転です。以上の結果、転用妥当と判断しての申請です。補足しますと、譲受人の さんは譲渡人の さんのお孫さんです。この度、こちらに戻りたいということで、実家の近くの農地に家を建</p>

	<p>てられるということです。</p> <p>番号 2</p> <p>土地の表示： 登記：田 現況：田 1,379 m²</p> <p>譲渡人：</p> <p>譲受人：</p> <p>契約種別：地上権 用途：太陽光発電設備</p> <p>この申請地は農業振興地域農用地区域外です。他の農地に非該当で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地の為、農地区分は第 2 種農地に該当します。転用計画は太陽光発電設備の設置です。事業目的からみた転用面積は問題なく、権利の種類は地上権の設定です。以上の結果、転用妥当と判断しての申請です。</p> <p>地上権と言いますのは、建物を所有するために土地を借りる権利のことです。賃借権と違うのは、賃借権は人に付く権利であるのに対し、地上権は物に対する権利です。よって、地上権は登記に記載されます。事業者にとっては強い権利となります。存続期間についても、地上権では 30 年間借りることができますが、賃借権は 20 年間の条件が付きます。抵当権についても地上権はその物につきます。事業者にとっては地上権の方がメリットがあります。1 年間の賃借料は 円です。</p>
議 長	庄倉委員より現地調査報告をお願いします。
庄倉委員	<p>本日 9 時より、恩田会長、市川職務代理、竹内委員、野口委員、局長、局長補佐、私の 7 名で現地調査を行いました。</p> <p>番号 1 から報告します。現地調査資料の 4 ページからです。場所は、から に入った左側の最初の家が 宅で、その隣になります。公図を見て頂きますと、申請地の上側に道とあるのは集落を通る町道です。申請地の右側は公衆用道路です。上側に水とありますが排水路が通っています。その水と書いてある横にバス停があります。公衆用道路と申請地の境界はきちんとしてありました。邸との境界には塀があり、きちんとしています。申請地の現状は、野菜の作付や柚子が植えてあり畑として活用されていました。公衆用道路の向こうに畑がありますが道路により分かれていますので影響はありません。町道側も水路を挟んでいますので影響はないと思います。</p> <p>番号 2 は 10 ページからです。場所は、町道から 神社に上がった、神社の向かい側になります。入口は、 さんの田と さんの田の間から入るようになっていています。現在の状況は耕作放棄地でヒトアケボノやアケボノが生えています、 さんの田は耕作されていますが、申請地の右に水と書いてあるのが溜池からの水ですので、太陽光を設置されても影響はありません。太陽光パネルは が南になりますのでそちらに向かって設置されます。山の方角ですので住宅への影響はないと思われます。</p>
議 長	議案第 2 号につきまして質疑を受けます。
作野委員	2 番についてお尋ねします。申請地に入る道路幅はいくらですか。
局長補佐	12 ページの計画図に 2m と記載されています。
市川委員	太陽光の反射等の問題が議題によく上がります。周辺の方、水路等の承諾は受けておられますか。
局長補佐	周辺一帯農地です。隣地の同意、溜池の水利組合の同意を頂いてお

		られます。
	遠藤健一 委員	太陽光設置の案件がよく上がってきますが、経営的に維持できるのか心配です。買い取り単価は18円に下がっています。
	局長補佐	どの案件も買い取り価格と発電力等の20年にわたってのシュミレーションが示されています。今回は21年ですが、プラスとなる計画が示されています。あくまでもシュミレーションですので、転用事業者の責任上実施されることとなります。
	議 長	ご異議ございませんか。
	一 同	異議なし。
	議 長	異議なしと認め『議案第2号農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』は承認されました。
議案3号 農用地利用集積計画案の決定について	議 長	『議案第3号 農用地利用集積計画の決定について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局 長	議案第3号、農用地利用集積計画案の決定について、このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程により議決を求めます。
	局長補佐	平成29年 第3号 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。 【農用地利用集積計画の要請の内容を整理番号ごとに朗読 （議案書6～17頁）】 整理番号 53～89番 設定を受ける者： 22名 設定をする者： 33名 設定をする土地： 75筆 計 102,582㎡ [農地中間管理権を取得する場合] 整理番号 152～162番 設定を受ける者： 1名 設定をする者： 11名 設定をする土地： 25筆 計 33,123㎡ 56番は新規で期間が1年になっています。この1年を、他の農地も含めて中間管理事業を活用するか検討する期間に充てる為、今回は基盤法で設定されました、 63番、75番は期間を10年に設定されています。中間管理機構を利用されますとメリットがあります。この度の申請者の方にも説明を行ない、その上で基盤法での設定ということで議案にあげています。 以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしています。ご審議をよろしくお願い致します
	議 長	53番から57番を除いて質疑を受けます。ご異議ございませんか。
	一 同	異議なし。
	議 長	農用地利用集積計画の決定について、53番から57番を除いて議決決定されました。53番から57番について質疑を受けます。法人の理事である吉次委員は退席をお願いします。（吉次委員退室）
	議 長	ご異議ございませんか。

	一 同	異議なし。
	議 長	議案第 3 号 農用地利用集積計画案の決定について、53 番から 57 番については議決決定されました。(吉次委員入室)
議案第 4 号 農用地利用配 分計画の意見 照会について	議 長	(産業課 竹中課長補佐入室) 議案 4 号に入ります。『農用地利用配分計画(案)の意見照会について』を上程致します。
	竹中補佐	農用地利用配分計画(案)の意見照会について、このことについて、下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規程に基づき意見を求めます。 【農用地利用配分計画書の内容を整理番号ごとに朗読】。
	議 長	このことにつきまして質疑を受けます。ご異議ございませんか。
	一 同	なし。
	議 長	『議案第 4 号農用地利用配分計画(案)の意見照会について』決定致しました。(竹中課長補佐退室)
5. 報告事項 (1) 農地法第 18 条第 6 項の 規定による通 知書について	議 長	『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について』上程しま す。
	局長補佐	【『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について』朗読及び説明 (議案書 25～27 頁)】 2 番は、今回の議案第 1 号に上げています。売買が成立したため解 約をされました。2 番以外は全て さんから規模の縮小をしたいとい うことで合意解約が出されました。解約後は、今回の利用権設定にも 上がっていますし、その他の農地についても耕作者を探しています。
	議 長	質疑を受けます。
	庄倉委員	議案 3 号の利用集積計画の中で さんが再設定されていますが、農 地の場所を考慮しながらの規模縮小ということですか。
	局長補佐	その通りです。ご自宅に近い所は引き続いて耕作を行うが、全体的 に規模縮小されるということです。
	議 長	他に、ありませんか。無いようですので報告を終わります。
(2)平成 29 年 度遊休農地調 査結果につい て	議 長	『(2)平成 29 年度遊休農地調査結果について』提案者より説明をお 願ひします。
	局長補佐	昨年の 8 月から遊休農地調査を行い、引き続いて意向調査を行って 頂きました。その最終報告を載せています。上が全体の数字で、下が 地区別の集計です。(数字の読み上げ) 上長田、東長田は増えています。 理由としては、制度改正に際して推進委員の数を多く設定したことよ り、今まで見ることでできなかった細部まで調査できたことによる と思います。賀野地区も増えていますが同じ理由からだと思います。
	議 長	何かご質問はありませんか。ないようですので報告を終わります。
		休憩 (14 : 28～14 : 35)
6. その他 (1)遊休農地の 解消に向けて	議 長	再開します。遊休農地調査をされ、所有者の方々とお会いになられ、 いろいろと感じられたことがあると思います、農業委員、推進委員と して思いや、今後の対応等についてなど、お一人ずつお聞きしたいと 思います
	市川委員	手間地区は非農地判定の割合が多いです。長い間農業委員をしてお りますので、寺内の非農地判定農地をどうかしなければと努力はし

	<p>ていますが、隣も耕作されていない、自分だけで不便な場所での耕作は難しいということで今に至っています。手間地区では4筆ほど新規で荒廃地が出ました。高齢や、後継者がいないなどの労力不足が理由のようです。将来的にも、このような状況が続くと思います。解消するには集落で行うのが1番良いと思いますが、将来的には、寺内法人さんや福成法人さん等に農地として活用して頂く方向に持って行かざるを得ないのではと思います。非農地判定については、山や自然に返すしかないのではと思っています。個人で農地を守っていくには限界があると思います。農地を農地として守っていくためにも、農業委員として、法人さん等への橋渡し役など、今後も頑張っていきたいと思っています。</p>
糸田委員	<p>法勝寺地区を担当しています。初めてパトロールを経験させていただきました。法勝寺地区は非常に非農地判定農地が多いです。谷合の悪い条件で圃場整備もされておらず、殆どが山林、原野化している状況です。非農地判定が232筆と非常に多いのですが、その内の200筆ほどが私が担当しています徳長、武信、馬場地区の圃場です。28年に法人やまとだにを立ち上げる際に集落で話し合っ、法人に集積する農地と、それ以外を棲み分けしました。法人が集積しない現状原野化している農地は非農地扱いにするという方向付けをしましたが、その手続きが進んでいないようです。実際に今後耕作するのは難しい状況の土地です。</p> <p>人・農地プランがありますので、集落単位で話し合いを行って頂いて、集落で、今後守るべき農地と、耕作維持は到底無理だという農地の線引きを行い、耕作ができない農地は非農地にしていく取り組みが必要ではないかと思っています。その手法の一つとして、昨年、再生協議会で全農家にアンケートを取っておられますので、それを分析して頂いて、農業委員も含めた関係機関で集落の方へ話しを持って行き、まずは、集落で地元の農地をどうするか検討する必要があるのではないかと思います。</p>
井上雅夫委員	<p>東長田、上長田地区は限界に近い集落が沢山あります。今後再生するのは無理だと思います。詳しいことは各地区2名の推進委員さんから報告を頂きたいと思っています。私からは数字を見て説明をさせていただきます。上長地区は33,430㎡の荒廃地があります。荒れている地域は農振外で中山間直接支払から外れた農地がほとんどです。東長田は、上長田と同様に農振地域内の農地はそれなりに管理されていますが、外れた所は非農地判定です。地区でアンケートを取ったりしていますが難しいです。中間管理機構が受けてくれるような農地ではありませんし、高齢化率50%です。谷の奥の方は山に戻す方向に行くのではないかと思います。</p>
庄倉委員	<p>天津地区担当です。天津は非農地判定が19筆ありますが、以前よりすべて農振外です。大木が生えてどうしようもない状態です。これは山に戻すしかないと思います。境地区に2カ所ほど荒れた農地があるのですが、何度伺っても地主さんと会えず、連絡も取れず大変困っています。それから新しく放棄地になった所があるのですが、ご近所の方に伺うと、高齢で数年前から耕作されていないということで、農業</p>

	<p>委員としてお話をさせて頂いて、新しい耕作者の方と一緒に探したいと考えています。天津には、福成法人、株式会社アステック、合同会社清水川、認定農業者、下阿賀機械組合、上阿賀でも集落営農を考えておられると聞いていますので、他の地区に比べると受け手に恵まれています。それらの方々と連携を取りながら耕作放棄地が無いように進めていきたいと考えています。</p>
野口孝志 委員	<p>賀野地区を担当しています。集落営農により管理されている所もありますが、両長田地区のように限界集落もあり、高齢化、担い手不足により放棄地が増えていく状態です。山の方は特にそのような状態で、山林化に進むのではないかと思います。他の皆様もおっしゃっていましたが、本人さんも子供さんも耕作の意思がない山間部の奥の地は山林にした方が良いのではないかと考えています。また、賀野地区は梨、柿の生産者が多いです。後継者が無く辞められた方もおられ、遊休農地に上がっています。梨、柿は植えて直ぐに収穫ができる物ではありません。辞められる方は、元から切ってもら方針を取っていますが、このままでは放棄地が増える状況にあります。何か良い方法はないか考えている状況です。</p>
竹内委員	<p>中立委員として立たせて頂いています。農業委員としては勉強不足で、耕作放棄地を持つ所有者の目線に近いと思います。私は実家の農地を継ぐ跡取りの立場ですが、県外に出ております。10年、20年後にはどのようにするか考えなくてはいけない立場ですが、農業委員の皆さんが真剣に考えて下さっている姿を知り、安心しています。一緒に考えてもらえるこのような会があることを若い後継者の方々が知って下さることは、農地の行く末を考える上では、とても心強いことであると感じています。</p>
議 長	<p>次に、最適化推進委員にお願いしますが、担当地域をお持ちですので、その地域に即した報告をお願いします。</p>
野口龍馬 委員	<p>私からは、若者の立場として、耕作者の立場としての意見を述べさせて頂きます。結論としては、地権者の方には農地を全て農地中間管理機構に出して頂きたい。その為に必要なのが、地権者及び家族の方に農地中間管理機構について知って頂くことですが、まだまだ認知が不十分だと思いますので、それを強化することが大事であると思います。僕ら20代、30代の世代では農業の手伝いをされない方が多いです。僕ら20代、30代の世代では農業の手伝いをされない方が多いです。親御さんたちが農業をされているうちに、なるべく管理機構に出して頂き、中間管理機構が受けられない農地については、勇気をもって非農地証明を出すことが大切ではないかと思います。</p>
遠藤宏明 委員	<p>若い頃から絶対に耕作放棄地を出さないと自分自身思っていました。今回、初めてパトロールで回りましたが、私の生まれた今長集落は構造改善もされていて、3反田んぼも数多くあり非常に恵まれた土地であること、他の山間の集落には維持管理が難しい農地が数多くあることを改めて感じました。東長田では高齢化率が50%を超えました。上長田は43%です。これからもっと高齢化が進むと思います。今後についてですが、この4月から、上長田、東長田の集落で多面的交付金の広域組織が発足します。その新しい組織の中で色々と話し合わ</p>

	れるのではないかと思います。大きな組織の中で考えていきたいと思っています。
恩田真季 委員	私は賀野地区の中の、浅井、高姫、市山、縄平、上野、荻名を担当しています。担当地区に赤判定の農地はありません。遊休農地にはならないが作付をせず自己保全管理の農地が増えています。果樹が田の方に下りて、果樹畑は山になり、山の管理はされないので荒れて農地に押し出してきて耕作が難しくなるという営みの中で、少しずつ自己保全の農地が増えてくるように思いました。また、鳥獣害対策で、ワイヤーメッシュを山裾に広く囲い効果のある地域は良いのですが、田ごとに囲んである地域では、機械の搬入、搬出など作業効率的には考えものだと感じました。農地中間管理機構も受けてくれない、耕作者もいない自己保全の農地を今後どのように活用するか対策を考えていきたいと考えています。
林原委員	私自身、限界集落である驛牛に住んでいます。今回パトロールを行い、想像以上に荒廃が進んでいることを目の当たりにしました。農地だけではなく、高齢者の1人、2人暮らしで、若い方がおられない家が沢山あり、限界集落というより消滅しつつあるのが現実でした。今後、農地をどうするか、私の考えは、集落ごとに守る農地とそうでない農地を線引きして、守れない農地は山に戻して、守るべき農地に力を入れる。米を村の真ん中に置いて、その周辺に畑を作る、山に近い所を果樹にするような棲み分けをきちんとして、集落マップのようなものを共有して、個々では無く村が生きていく方法を考えていきたいと思っています。
池田委員	初めてパトロールを行い、荒れた農地の多さに驚きました。色々とお話をして、部落単位で助け合いながら管理されている集落もありました。山に戻したいが近隣との関係で仕方なく管理しているという方もおられました。賀野地区も荒廃が進むと思います。私も部落単位で助け合いながら守っていくのが良いと思います。その手助けになればと思っています。
吉次委員	私が寺内農場を始めて16年になります。今日の現状が見えていたので発足しました。非農地判定の所は30年ほど耕作されていません。ここは山に戻すべきだと思います。それ以外の農地を、どのように守っていくかが大事であると思います。うちでは100%ではありませんが殆ど出来ています。農地は農場が守るという考え方では無く、うちのやり方は集落全体で守ります。中山間、農地・水関係の組織があります。それを生かしています。農家、非農家関係なく全体で守る集落営農です。畦畔の草刈、池土手の草刈、全て維持管理ができています。年40回ほど役目がありますが皆と出動します。その方々にも賃金が払えるような仕組みを作っています。守る所とそうでない所の線引きをしたことにより、このスタイルができたと思います。これからは全体で取り組むことが一番大事であると思います。
頼田委員	昨年は農業委員として、今年は推進委委員として調査をしました。昨年と比較して、1件は草刈りをされて解消しましたが、解消するのは難しいことだと改めて感じています。隣地の農地まで草が伸び迷惑をかけている遊休農地もありました。遊休農地の原因としては、高齢

	<p>化、水源の問題、鳥獣害の被害などでした。受け手もない、自己管理するにも草刈の委託料などに多くの費用が掛かり大変であるという声もありました。これから遊休農地が増えることは目に見えています。これからも、意向を伺いながら、一緒に頑張っていきたいと思っています。</p>
井上 武 委員	<p>遊休農地の原因として不在者地主が多いと感じました。鳥獣被害や水の問題など条件の悪い所も多いです。そのような所を改善して耕作するのは無理だと思います。現在、農地として活用されている場所を、いかに守るかが大事だと思います。私も集落で守っていくことが大事だと思います。人・農地プランを参考にしたり、集落営農など実際に実行されている事例を参考にしたいと思います。</p>
田邊委員	<p>私の担当している地域も年々耕作放棄地は増えています。地形的にも構造的にも悪い地域です。若い人は外に出ておられません。やはり集落単位での話し合いが必要であると思います。また、沿道の農地は何とか耕作出来ますが、奥の方の農地は不可能だと思います。受け手も無いのが現実だと思います。森林組合さんで苗木を植えて山を増やす計画があると聞いています。山は甦るし、農地の線引きも明確にすることができるのではないかと思いますので、農業委員会として話し合っても良いのではないのでしょうか。特に私が住んでいる地域は山が多く、水源涵養観点からも耕作放棄地を山に戻すことも大事ではないかと思います。耕作できる所は集落で助け合いながら守り、無理な所は森林組合さんとも協力して山に戻すことも必要ではないかと思います。</p>
作野委員	<p>長い間農業委員会の業務に携わっていますが、じわじわと荒廃地が増えおり忸怩たる思いをしています。非農地判定の農地は地主が県外だったり連絡が取れなかったり、どうしようもできない農地ばかりです。遊休農地定は、不在地主であるとか、労力不足とか、受け手がない、排水が悪く粘土質である、改善にも多額の費用が掛かる、鳥獣被害など、耕作もですが、自己保全も難しい状況です。将来的には山に戻ってしまう状況かなと思います。その様な中で、利用権設定に力を入れて、白ネギ、ブロッコリー、飼料作物などを作って頂いて、今ある農地を守っていく努力をしています。</p>
遠藤健一 委員	<p>私の担当している地域も奥部の谷間の耕作条件の悪い所です。回って感じたことは、不在地主の方が多いことです。残っておられる方も、ご高齢などで草刈も出来ない状態です。受け手を探しても見つからない、草刈だけでも高額な費用が掛かるので無理という方もおられます。中間管理機構に手を上げられた方もおられます。また、谷の入り口が草ぼうぼうだと奥に行けなくなり、一帯が放棄地となります。周りの木が大きくなり日が当たらないということもあります。農地を守るには山の管理もしなくてははいけないと感じました。</p>
議 長	<p>皆様、お忙しい中でのパトロール、意向調査とご苦勞であったと思います。多くの問題がある中で、地域の方々や中間管理機構などの組織などとの話し合いが大切であると思います。農業委員さんや推進委員は、先頭に立ってそのような場を作って頂きたいと思います。また、線引きをはっきりして、農地として守るべき所は守り、山に戻すと所</p>

		は返すという考えの方が多くのように感じました。最初から一度に多くの事は出来ませんが、皆様のご協力を頂きながら進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
平成 30 年度 第 1 回農業員 会総会の日程 について	議 長	平成 30 年度第 1 回南部町農業委員会総会は、平成 30 年 4 月 10 日（火）に開催します。
8、閉 会	議 長	これにて平成 29 年度第 13 回南部町農業委員会総会を閉会します。